

「暴風による特別警報発令時」並びに「地震発生時」の対応について

1 暴風における特別警報発令時

- (1) 山形県全域又は金山町を含む県内の一部に「暴風による特別警報」が午前6時の時点で発令された場合、あるいは、発令が継続している場合は、お子さんの安全確保のために、当日1日を臨時休業とします。
なお、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を行うことはいたしません。
- (2) 「暴風」以外の「大雪」「大雨」における特別警報及び警報が発令された場合については、これまでのとおりその状況に応じて教育委員会と相談の上、メール等でご連絡いたします。
- (3) お子さんの登校後に「暴風による特別警報」が発令された場合については、授業を途中で切り上げ安全なうちに下校させますが、下校時刻と暴風が重なる恐れがある場合は、学校に待機させることもあります。
また、「暴風」以外の特別警報が出た場合の下校時刻の繰り上げについては、その都度教育委員会と相談の上、対応を判断いたします。
いずれの場合も、メール等でご連絡いたします。

2 地震発生時の対応（金山町小中学校）

- (1) 本町で、「震度5強」以上の地震が発生した場合

地震発生時刻	対 応
深夜12時～ 始業時刻	当日は臨時休業します。翌日は状況に応じて臨時休業します。 *すでに登校しているお子さんは留め置きますので、引き取りをお願いします。
始業時刻～ 下校時刻	原則全員留め置き、保護者又は同居の親族に直接引き渡します。 翌日は状況に応じて臨時休業します。
下校時刻～ 深夜12時	翌日は臨時休業します。 翌々日は状況に応じて臨時休業します。

* 連絡は、「町防災無線」「メール配信」「電話」「家庭訪問」等で行います。

- (2) 在校時に「震度5弱」以下の地震が発生した場合の下校

学校や周囲の被災状況を把握し、教育委員会と相談の上、下校させますが、状況によってはお子さんを留め置く場合もあります。その際は、メール配信等でお知らせします。

(3) 登校時に地震が発生した場合

発生時、自宅付近にいた場合を除き、そのまま登校させます。「震度5強」以上の場合は上記1の「深夜12時～始業」の対応を、「震度5弱」以下の場合は学校や周囲の被災状況を把握し、教育委員会と相談の上、町防災無線やメール配信等でお知らせします。

(4) 下校時に地震が発生した場合

お子さんの判断で、自宅又は学校の近い方へ避難させます。「震度5強」以上の場合は、学校に留め置きますので引き取りをお願いします。「震度5弱」以下の場合は、上記(3)と同様の対応をします。

(5) その他

- ① 停電等によって情報伝達ができない場合は、学校に留め置きますので、引き取りをお願いします。
- ② 町防災無線や町の行政メールでも、情報を可能な限り伝達していただきますので、行政メールへの加入もお願いします。(「広報かねやま」にQRコード掲載)